

春日部市告示第102号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第二備考1又は同表備考2の規定により、同表備考1各号に掲げる区域又は同表備考2の昼間及び夜間の時間として次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 3月 7日

春日部市長 石川 良三

- 1 第1種区域及び第2種区域は、それぞれ平成17年春日部市告示第14号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の表の備考1に定める第1種区域及び第2種区域とする。
- 2 昼間及び夜間の時間は、平成17年春日部市告示第14号の表に定める昼間及び夜間の時間とする。